

令和2年度 山形県

住宅リフォーム

総合支援事業

今年度は
**三世代世帯の
方への支援**
を拡充しました



■ご利用の条件

- 「自ら所有し、自ら居住する住宅」または「空き家を購入または相続・贈与で取得して居住する住宅」であること
- 山形県内に住所を有する個人事業者または山形県内に本店または主たる事業所を有する法人事業者が工事を施工すること

■ご利用上の注意

- 申込みが予算に達した場合に年度途中で終了することがあります。